おおい町マスコットキャラクター「うみりん」の着ぐるみの使用に関する要領

令和元年６月１日

告示第　２１　号

（趣旨）

第１条　この要領は、町が管轄するおおい町マスコットキャラクター「うみりん」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の使用について必要な事項を定める。

（使用の範囲）

第２条　着ぐるみは、おおい町の観光ＰＲ、イメージアップ、町政の啓発広報及び地域振興等を目的に広く使用することができる。

（使用の申請）

第３条　着ぐるみを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、「うみりん」着ぐるみ使用申請書（様式第１号）に必要な事項を記入のうえ、使用期間の２週間前までに町長に提出しなければならない。

　（使用の承認）

第４条　町長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、使用の承認を決定したときは、申請者に対し、「うみりん」着ぐるみ使用承認通知書（様式第２号）を交付するものとし、不承認を決定したときは、申請者に対し、「うみりん」着ぐるみ使用不承認通知書（様式第３号）を交付するものとする。

（使用の不承認）

第５条　町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、着ぐるみの使用を承認しないものとする。

（１）　町の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなる恐れのある場合

（２）　特定の政治、思想、又は宗教の活動に利用される恐れのある場合

（３）　着ぐるみを正しい使用方法に従って使用しない恐れのある場合

（４）　法令や公序良俗に反する恐れのある場合

（５）　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団、同法第２条第６号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものの利益になり、又はなる恐れのある場合

（６）　その他、使用することが不適当と認められる場合

（使用上の遵守事項）

第６条　使用者は、着ぐるみの使用に関して、次に定める事項を遵守しなければならない。

（１）　承認された用途のみに使用すること。

（２）　承認された使用期間内で使用すること。

（３）　返却時に、汚損の確認を役場職員立会いのもと行うこと。

（４）　その他町長が特に付した条件に従って使用すること。

　（原状復帰）

第７条　使用者は、着ぐるみを汚損又は破損した場合は、自己の責任と負担により修理又は修復を行い、原状に復さなければならない。

２　前項の規定に関わらず、修理又は修復が困難な状態までに破損した場合は、使用者が弁償しなければならない。

（使用料）

第８条　着ぐるみの使用は、無料とする。

（責任の制限）

第９条　町長は、着ぐるみの使用により、使用者が被った被害又は使用者が第三者に対して損害若しくは損失を与えた場合の損害賠償、損失補填等の責めを負わない。

（その他）

第１０条　この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附　則

この告示は、令和元年６月１日から施行する。

様式第１号（第３条関係）

「うみりん」着ぐるみ使用申請書

　　　　年　　　月　　　日

おおい町長　様

住　　所

氏　　名　　　　　　　　　　　　　　　 ㊞

電話番号

※法人が申請される場合は、法人代表者氏名をご記入のうえ、法人印を押印のこと。

おおい町マスコットキャラクター「うみりん」の着ぐるみを、次のとおり使用したいので申請します。

なお、使用上の注意事項に違反した場合、又は、町長が必要と認めた場合は承認の取り消しを受けても異議ありません。

|  |  |
| --- | --- |
| １．使用目的  　（イベント名等） |  |
| ２．使用場所  　（イベント会場） |  |
| ３．使用期間  　（イベント期間等） |  |
| 返却予定日： |

※使用目的の詳細がわかるチラシやポスターを添付してください。

※以下の欄には記入しないでください。

|  |  |
| --- | --- |
| 職員確認欄 | |
| 返却日：　　　　　月　　　　　日 | 汚損チェック　　　　□ |
| 備考： | |

様式第２号（第４条関係）

おおい町指令　第　　　号

組織名

代表者

「うみりん」着ぐるみ使用承認通知書

　年　　月　　日付けで申請のあった「うみりん」着ぐるみの使用について、おおい町マスコットキャラクター「うみりん」の着ぐるみの使用に関する要領第４条の規定に基づき、使用の承認を決定したので通知する。

　　　年　　月　　日

おおい町長

【注意事項】

・使用する前に「うみりん」着ぐるみ使用マニュアルを必ず確認すること。

・危険個所や不適当な場所での使用をしないこと。

・承認を受けた使用期間内に返却が出来なくなった場合は、速やかにおおい町役場へ連絡すること。

様式第３号（第４条関係）

おおい町指令　第　　　号

組織名

代表者

「うみりん」着ぐるみ使用不承認通知書

　年　　月　　日付けで申請のあった「うみりん」着ぐるみの使用について、おおい町マスコットキャラクター「うみりん」の着ぐるみの使用に関する要領第４条の規定に基づき、使用の不承認を決定したので通知する。

　　年　　月　　日

おおい町長

承認しない理由